

弓削商船高等専門学校技術振興会会則

(名称)

第1条 本会は、弓削商船高等専門学校技術振興会（通称「しまなみテクノパートナーズ」という。以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、弓削商船高等専門学校（以下「弓削商船高専」という。）の教育研究に協力するとともに、弓削商船高専及び会員相互の連携・交流を深め、愛媛県及び広島県を結ぶしまなみ海道を核とする地域における産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、幹事のうち1名をもって充てる。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 弓削商船高専の教育研究の充実に関すること。
- (2) 地域産業の発展に関すること。
- (3) その他本会の目的達成に必要なこと。

(組織及び会員)

第5条 本会は、本会の目的に賛同して入会した法人、団体及び個人を会員として組織する。

2 会員は、企業（団体）会員、個人会員及び特別会員とする。会員区分は次のとおりとする。

- (1) 企業（団体）会員 本会の目的に賛同する企業、団体等
- (2) 個人会員 本会の目的に賛同する個人
- (3) 特別会員 本会の目的に賛同する商工会議所等の公的機関、公益法人、一般社団法人、一般財団法人及び非営利団体等

3 2年度連続で会費未納の企業（団体）会員は退会したものと見なす。

4 1年度会費未納の個人会員は除籍とする。

5 過去に当会の個人会員であった者で、再入会を希望する場合には、過去5年度以内に未納がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。但し、企業（団体）会員においてはこの限りではない。

6 弓削商船高等専門学校に所属する個人会員は、次の場合休会したものと見なす。

- (1) 人事交流等、他機関へ1年以上出向する場合
- (2) 出産・育児、長期の病気療養等で1年以上休職する場合
- (3) その他、事務局長が認めた場合

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監査役 2名
- (5) 幹事 若干名

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選出)

第8条 理事は、総会において決定する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により決定する。
- 3 監査役は、総会において決定する。
- 4 幹事は、理事会において決定する。

(役員任務)

第9条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の業務を執行する。
- 4 監査役は、会計を監査する。
- 5 幹事は、会長の命を受け、庶務を掌理する。

(顧問)

第10条 本会に、事業を円滑に推進するため、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応ずるとともに、会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会において決定する。

(総会)

第 11 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が召集し、議長となる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 運営の基本方針に関すること。

(2) 事業計画及び報告に関すること。

(3) 予算及び決算に関すること。

(4) その他本会の目的達成に必要なこと。

3 総会は、会員の2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければ議事を開くことができない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第 12 条 理事会は、理事及び幹事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要の都度召集し、議長は会長がつとめる。

3 理事会は、総会に上程する議案及び重要事項を審議する。

4 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ議事を開くことができない。ただし、開催が困難である場合は、文書により協議することができる。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第 13 条 本会の経費は、会費及び寄附金等をもって充てる。

2 会費は、企業（団体）会員費及び個人会員費とし、会費の額等必要な事項は総会において決定する。

3 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(その他)

第 14 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成19年3月3日から施行する。

(役員任期の特例)

2 この会則施行後の最初の役員任期は、第7条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

(会計年度の特例)

- 3 この会則施行後の最初の会計年度は、第13条第3項の規定にかかわらず、平成19年3月3日から平成20年3月31日までとする。

(支援経費)

- 4 教育研究の支援経費の実施については、弓削商船高等専門学校技術振興会支援経費実施要項で定める。

附 則 (平成28年6月9日一部改正)

(施行期日)

- 1 この会則は、平成28年6月9日から施行する。

附 則 (平成29年6月5日一部改正)

(施行期日)

- 1 この会則は、平成29年6月5日から施行する。